

湖西市監査委員公告

地方自治法第199条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同項の規定により公表します。

令和4年8月15日

湖西市監査委員 墨 岡 秀 治

湖西市監査委員 柴 田 一 雄

令和4年度財務監査（前期監査）の結果に関する報告

第1 準拠した基準

この監査は、湖西市監査基準に準拠して実施しました。

第2 監査の種類

この監査は、湖西市監査基準第4条第4項の定期監査として行った同条第1項第3号の財務監査です。

第3 監査の対象

この監査は、別表第1に掲げる部課等の令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査の対象とし、その重点事項を次に掲げるものとなりました。

- (1) 修繕、委託又は工事の実施に係る事務
- (2) 管理用備品（公営企業会計にあつては固定資産。以下「備品等」）の購入に係る事務
- (3) 補助金又は交付金の交付事務
- (4) 特定の目的のために定額の資金を運用するための基金に係る当該資金の貸付けその他の運用（以下「基金の運用」）に関する事務

第4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次に掲げるものとし、別に詳細な着眼点を設定しました。

- (1) 法令に適合しているか。
- (2) 正確か。
- (3) 最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか。
- (4) 組織及び運営の合理化に努めているか。
- (5) 内部統制は有効に働いているか。（重大なミスが見過ごされていないか。）

第5 監査の主な実施内容

1 予備監査

対象部課等に資料の提出を依頼し、提出された資料を通覧して異常事項や例外事項の有無を確認しました。

2 監査委員監査

修繕、委託若しくは工事の実施に係る事務、備品等の購入に係る事務又は補助金若しくは交付金の交付事務で重要性判断基準により選定した契約又は支出負担行為241件に係る関係書類及び基金の運用に関する事務に係る関係書類を確認しました。

第6 監査の実施場所及び日程

監査は、別表第2に掲げる場所及び日程により実施しました。

第7 監査の結果及び意見

1 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査したところ、重要な点においては、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められました。

2 意見

地方自治法第199条第10項の規定により本報告に添えて提出する意見は、特にありません。

別表第1（第3関係）

○対象部課等

企 画 部	資産経営課
環 境 部	環境課、廃棄物対策課、下水道課、水道課
健 康 福 祉 部	地域福祉課、子ども家庭課、高齢者福祉課、健康増進課
市 民 安 全 部	市民課、保険年金課、新居支所
産 業 部	文化観光課、産業振興課（モノづくり推進室を含む）
都 市 整 備 部	土木課、都市計画課
教育委員会事務局	教育総務課、スポーツ・生涯学習課
消 防 本 部	警防課
市立湖西病院	

別表第2（第6関係）

○監査の実施場所及び日程

内容		実施場所	実施日
実施通知			令和4年4月8日
予備監査		監査委員事務局	令和4年5月9日から 5月20日まで
監査委員監査	閲覧	監査委員事務局、浄化センター及び市立湖西病院	令和4年5月23日から 7月4日まで
	実査及び質問 【実施して いません】	監査委員事務局、浄化センター及び市立湖西病院	令和4年7月6日から 19日まで (実施予定日)
講評及び弁明、意見等の聴取 【実施していません】		監査委員事務局	令和4年7月25日及び 26日（実施予定日）
監査の結果に関する報告決定		監査委員事務局	令和4年8月1日